

## 現場代理人の常駐義務緩和措置について

現場代理人は、工事請負契約書約款（以下約款という。）第9条第2項の規定により、原則として「工事現場に常駐」ですが、第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」に常駐を要しないとしています。この主旨を考慮し、実施の詳細を次のとおりとします。

### 1 常駐を免除することが出来る期間

約款に記載されている通り、工事期間中の「常駐を免除することが出来る期間」は次の（1）～（4）に掲げる期間とします。なお、常駐を免除する具体的な期間は、設計図書等で明確に記載し、請負契約締結後に、発注者と受注者との協議により、工事打合せ簿で定めます。

#### （1）現場作業着手前の期間

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

#### （2）工事の施工を全面的に中止している期間

約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

#### （3）工場製作のみ行われてる期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

#### （4）発注部署の所属長が認めた期間

上記（1）～（3）の他、現場が完了（必要竣功書類は全て提出済）した後、竣功検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、発注部署の所属長が認めた期間

### 2 留意事項

#### （1）現場作業着手前の期間

① 契約後に工事打合せ簿で常駐を免除する期間を定めた時から常駐を免除します。

② 契約日時点では、作業着手前のため、工事現場に滞在する必要はないが、当該工事への専任は必要です。

#### （2）工場製作期間

工場製作のみが行われている期間については、現場代理人は、必ずしも工場等に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任もてる体制でなければなりません。

#### （3）発注部署の所属長が認めた期間

常駐義務が免除された場合、工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく、当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえて、1の（1）～（3）の期間及び（4）に例示した期間に準じて、工事の履行に支障のない期間とします。

なお、工事現場で作業が行われていない期間であっても、足場等の仮設物が残置している場合は、原則として常駐の免除を認めません。

### 3 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等について

工事現場で作業が行われていない期間においても、発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理は必要であることから、次の事項について、工事打合せ簿において確認をします。

#### （1）発注者との連絡体制の整備

電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備

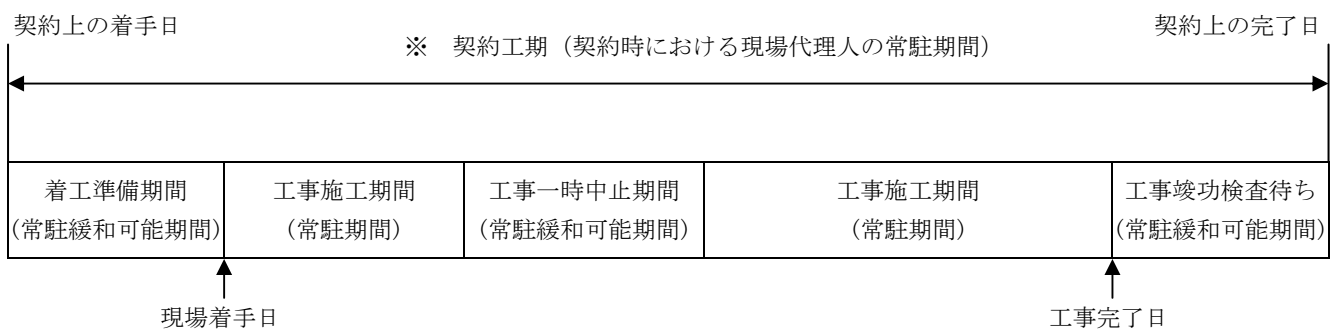
(2) 現場の安全管理等の徹底

- ① 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底
- ② 緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備

4 常駐の免除の取消について

常駐を免除した期間であり、工事打合せ簿において協議した期間の途中であっても、上記の1～3について虚偽や抵触すると発注部署の所属長が判断した場合は、現場代理人の常駐の免除を取消します。

現場代理人の常駐緩和期間の考え方



※ 基本的な現場代理人の常駐期間であり、コリンズ登録もこの期間となる。